

渋谷区立代々木山谷小学校「いじめ防止基本方針」

本方針は、人権尊重の理念に基づき、代々木山谷小学校のすべての児童が安心して楽しい学校生活を送ることができるよう、いじめの根絶を目的に策定しました。

いじめ防止にむけての基本姿勢

いじめは、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利などの人権を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼし、いじめを受けた児童等の心に長く深い傷を残すものです。いじめは、絶対に許されない行為であり、全ての児童等は、いじめを行ってははいけません。

いじめの兆候や発生を見逃さず、学校が校長のリーダーシップの下、適切かつ迅速に組織として対応するため、いじめに対する認識を全教職員で共有します。また、いじめはどの子にも起こりうるという事実を踏まえ、すべての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む姿勢を全教職員で示します。

1 いじめの定義

この基本方針において「いじめ」とは、本校の児童が仲間や集団（インターネット上も含む。）など何らかの人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響（身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり嫌なことを無理やりさせられたりすることなど）を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいいます。

その解決に向けては学校、保護者、関係機関等と連携協力して対応していきます。

2 いじめ対策のための校内組織の設置

校長、副校長、主幹教諭、養護教諭、学年主任、スクールカウンセラー等からなるいじめ防止等の対策のための校内組織「学校いじめ対策委員会」を設置します。

原則毎月1回、委員会を開催し、いじめの未然防止、早期発見のための指導内容の確認や情報共有を行います。また、いじめの事実を確認した際は早期解決のために対応方針を検討し、教職員、保護者、関係機関、必要に応じて警察、スクールロイヤー等と連携して対応していきます。

3 いじめの未然防止、早期発見、事実確認、早期対応等に関する取組（別表）

4 重大事態への対処

①定義

- ・いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ・いじめにより児童等が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

②対応

重大事態が発生した場合は、原則として、当該学校に設置している「学校いじめ対策委員会」が当該重大事態に迅速に対処します。なお、調査に当たっては、校長が必要と認める場合には、「学校いじめ対策委員会」の委員以外の教職員や関係機関の職員、専門家等をメンバーとして加えます。

5 教育委員会や関係機関との連携

- ① 重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会・区長に報告します。
- ② いじめにより心身に著しい被害が生じた場合は、渋谷区教育センター、渋谷区子ども家庭支援センター、東京都児童相談センター等、関係機関と連携して対応します。
- ③ いじめの内容が犯罪行為として取り扱われる場合は、代々木警察署と連携して対処します。

6 保護者への連絡と支援、助言

いじめが確認された場合は、「学校いじめ対策委員会」において、事実確認と情報共有を行います。また、対応の方策を協議し、確認した事項に基づき、いじめの解決に向けた対応方針を決定します。保護者には、確認した事実関係を伝え、いじめを受けた児童とその保護者に支援や、いじめを行った児童の保護者に対する助言を行います。また、事実関係により判明した事案に関する情報は、人権やプライバシーに配慮し、関係する保護者に適切に提供します。

7 懲戒権の適切な行使

教育上必要があると認めるときは、学校教育法第 11 条の規定に基づき、いじめを受けた児童の保護を第一に、いじめを行った児童に対して適切に懲戒を加えることがあります。ただし、いじめには様々な要因があり、懲戒を加える際には、教育的配慮に十分留意し、いじめた児童が自らの行為を理解、反省し、健全な人間関係を育むことができるように促します。

8 学校評価の実施

いじめ問題への取組について自己評価を行い、学校関係者評価と合わせ、改善を行います。

令和 8年 4月 1日改定

別表「いじめの未然防止、早期発見、事実確認、早期対応に関する取組」

1 学校全体としての取組

		児童に関わること	保護者との連携・依頼	
いじめの未然防止		<ul style="list-style-type: none"> ○互いのよさや違いを認めあえる授業の実現 ○決まりやルールの徹底等を通じて、思いやりの心の育成や規範意識の醸成 ○自己肯定感や自尊心を高められるような活躍できる場の設定や信頼感を深める学び合いの推進 ○児童がいじめ防止について主体的に考え、行動する取り組みへの支援 ○いじめに対する教職員の校内研修の年3回実施 ○いじめに関する授業の全学級で年3回実施 ○SOS の出し方に関する教育を必要に応じて実施 ○情報モラル教育の推進や啓発活動 	<ul style="list-style-type: none"> ○何でも話せる親子関係の構築 ○友達のよいところを見付ける目 ○多様性を認め合う人間関係づくり ○家庭、学校、社会のルールの尊重と携帯電話、インターネット、ゲーム等の情報機器の使用の約束づくり ○保護者同士のよりよい人間関係 ○「学校いじめ防止基本方針」の内容の理解を進めるため、学校だけでなく、保護者会やホームページで周知する 	
いじめの早期発見		<ul style="list-style-type: none"> ○日々の友達関係の悩みを担任に相談する学級づくり ○スクールカウンセラー等教育相談体制の充実 ○保健室、相談室等の利用や、国、都、区等の相談窓口の定期的な周知 ○教育ダッシュボードを活用し、年4回のいじめアンケートでの情報収集 ○個人面談等での保護者からの児童の情報収集 	<ul style="list-style-type: none"> ○持ち物・服装の汚れや破損・紛失、けがのチェック ○日常的な子供との会話の中で気になることに気付く目 ○学校の話をしたがらなくなる子供への対応と学校へ行きたがらなくなる子供への対応 ○学校への情報提供 	
学校いじめ対策委員会の即日実施				
いじめの事実確認		<ul style="list-style-type: none"> ○即日の聞き取りやアンケート等を通じた事実の確認、役割分担、教職員の情報共有 ○確認した事項に基づき、解決に向けた対応方針の決定 ○協議事項や事実確認事項は、記録を残し保管 	<ul style="list-style-type: none"> ○確認した事実関係と今後の方針を共有する ○いじめを受けた児童の保護者へ支援する ○いじめを行った児童の保護者へ助言する 	
いじめの早期対応	暴力を伴ういじめ	被害児童	<ul style="list-style-type: none"> ○本人や周囲からの聞き取りによる身体的・精神的な被害状況の把握とSC等による適切な初期対応 ○被害を継続させない全教職員による体制づくりの確認 ○いじめの原因や背景の調査・改善による根本的解決 	<ul style="list-style-type: none"> ○わが子を守る姿勢を第一に、子供の不安な思いや苦しい気持ちに寄り添い、事実や心情を聞き取っていく ○いじめの問題解決に向けた学校の方針・取組への理解を求め、協力してもらう
		加害児童	<ul style="list-style-type: none"> ○やったことの実事確認と「いじめは絶対にいけない」という毅然とした態度での指導に基づく反省と謝罪 ○いじめの原因や背景の調査・改善による根本的解決 ○関係機関(警察、児童相談センター等)との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校は、いじめられた子供を守ることを第一に考えた対応をとることを伝える ○事実を冷静に受け止め、わが子の言い分を聞く ○被害児童への誠意ある謝罪等の対応をすることを伝える
	暴力を伴わないいじめ	被害児童	<ul style="list-style-type: none"> ○本人や周囲からの聞き取りによる身体的・精神的な被害状況の把握とSC等による適切な初期対応 ○被害を継続させない全教職員による体制づくりの確認 ○いじめの原因や背景の調査・改善による根本的解決 	<ul style="list-style-type: none"> ○わが子を守る姿勢を第一に、子供の不安な思いや苦しい気持ちに寄り添い、事実や心情を聞き取っていく ○いじめの問題解決に向けた学校の方針・取組への理解を求め、協力してもらう
		加害児童	<ul style="list-style-type: none"> ○やったことの実事確認と「いじめは絶対にいけない」という強い指導に基づく反省と謝罪 ○いじめの原因や背景の調査・改善による根本的解決 ○関係機関(警察、児童相談センター等)との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校は、いじめられた子供を守ることを第一に考えた対応をとることを伝える ○事実を冷静に受け止め、わが子の言い分を聞く ○被害児童への誠意ある謝罪等の対応をすることを伝える
	行為が明確でないいじめ	被害児童	<ul style="list-style-type: none"> ○本人の心情を聞き取り、学校は「いじめから全力で守っていく」ことを約束する ○被害を継続させない全教職員による体制づくりの確認 ○いじめの原因や背景の調査・改善による根本的解決 	<ul style="list-style-type: none"> ○わが子を守る姿勢を第一に、子供の不安な思いや苦しい気持ちに寄り添い、事実や心情を聞き取っていく ○いじめの問題解決に向けた学校の方針・取組への理解を求め、協力してもらう
		加害児童	<ul style="list-style-type: none"> ○「いじめは絶対に許されない」という毅然とした指導で、関係する児童に事実確認を行う ○いじめの理由や背景を把握し、根本的解決を図る ○SCや全教職員による継続しいじめ防止体制を築く 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校は、いじめられた子供を守ることを第一に考えた対応をとることを伝える ○事実を冷静に受け止め、わが子の言い分を聞く ○事実確認後、被害児童への謝罪等の対応を伝える
直接関係がない児童への対応		<ul style="list-style-type: none"> ○いじめを傍観していることは、いじめをしていることと同じであることを強く指導する ○友達に流されず、正しい判断をして、自分の意思で正しい行動ができることの大切さを指導する ○いじめを知らせてきた児童等の安全の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ○自分の子供が関わっていないくとも、いじめに関わる情報があった場合は、学校に連絡する ○どんな場合でも、いじめる側や傍観者にならない強い意志を育てていく 	

2 家庭や関係機関・地域との連携

各家庭での取組	<ul style="list-style-type: none"> ○自分の子供に関心をもち、子供のストレスや不安に早期に気付くことのできる親であること ○よいこと、悪いことに正面から対応し、毅然とした態度で接する親であること ○子供と日常的、積極的に会話をし、今の悩みや将来の夢を素直に話し合える親であること ○自分がされたくないことは人にもしないという、相手の立場を大切にすることをしっかり教える親であること
関係機関・地域での取組	<ul style="list-style-type: none"> ○「地域の中で子供は育つ」ことを再確認し、町会や各種関係機関、必要に応じて警察、スクールロイヤーと連携し、地域の教育力を高めていく。 ○地域行事への子供たちの積極的な参加を保護者にも呼び掛ける ○気になる子供の言動を、すぐに学校に情報提供できる体制を醸成する ○サポート会議を年2回実施する。(児相、子家、警察、民生)